

現場説明書

一般的事項 1

平成23年10月11日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成19年3月30日付第200600195469号県土整備部通知）とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 2) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付建設省経構発第2号建設省建設経済局長通知）及びその趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 請負者は、100万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」（平成20年3月28日付第200700193464号）に基づき、下請施工体系図を提出しなければならない。
- (3) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した請負者（共同企業体として落札した場合にあっては、そのすべての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者と契約すること。ただし、技術的に施工できる県内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは県内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、請負者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2313号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査に協力すること。
また、請負者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (6) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に参加することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

現場説明書

一般的事項 2

平成23年10月11日改正

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
 - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
 - 2) 排出ガス対策型建設機械の使用については、「排出ガス対策型建設機械の使用基準について」（平成17年11月15日付第200500080172号県土整備部長通知）によること。
 - 3) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講ずること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
 - 1) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
 - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 工事請負代金額500万円以上の工事については、工事完了後に鳥取県資材集計システム（<http://db.pref.tottori.jp/ShizaiSyukei.nsf/>）の登録を行い、監督員に承認を得ること。

6 リサイクルの促進について

建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

現場説明書

特記事項 2

排水濁水処理	<p>① (濁水処理) 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。</p>
建設副産物の処理	<p>【建設発生土 (処理)】</p> <p>① (他工事等流用) 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。</p> <p>② (建設技術センター) 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。なお、処理費として1□当り _____ 円をセンターに支払うこと。</p> <p>③ (民間残土受入地) 建設発生土は <u>琴浦</u> 市・町・村 <u>平和</u> 地内の _____ に運搬 (片道運搬距離 <u>5</u> km) するものとする。なお、処理費として1□当り _____ 円を _____ に支払うこと。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材 (処理)】</p> <p>④ (分別解体等) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p style="margin-left: 20px;">コンクリート塊 1□当り _____ 円 アスファルト塊 1□当り _____ 円 建設発生木材 1□当り _____ 円</p> <p>⑤ (他工事等流用) [Co雑割材・ _____] は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事で使用するものとする。</p> <p>⑥ (再資源化施設へ搬出) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>(施設の名称・ _____ 市・町・村 _____ 地内の _____) 受入れ費用) (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円</p> <p style="margin-left: 20px;">アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円</p> <p style="margin-left: 20px;">建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円</p> <p style="margin-left: 20px;">その他 (_____) _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円</p> <p>(受入れ時間帯) _____ 8時～17時 (平日)</p> <p>(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm以下、長さ _____ m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。</p> <p>⑦ (木材市場等へ売却) 建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し _____ 円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合は理由を付して協議すること。</p> <p>⑧ (最終処理等) _____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し、その費用として1 t 当り _____ 円を見込んでいる。</p> <p style="margin-left: 20px;">これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。</p> <p>⑨ (産業廃棄物の処理に係る税) _____ 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円見込んでいる。</p>

現場説明書

特記事項 3

建設副産物の使用	<p>① (建設発生土の使用) _____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、<u>使用箇所：_____</u>に使用する。</p> <p>② (再生資材の使用) _____</p> <p>1) Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、<u>使用箇所：_____</u>に使用する。</p> <p>2) アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、<u>使用箇所：_____</u>に使用する。</p> <p>3) ・再生クワッシュラン〔規格：_____〕は、<u>使用箇所：_____</u>に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS=_____〕は、<u>使用箇所：_____</u>に使用する。</p> <p>4) 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、<u>使用箇所：_____</u>に使用する。</p> <p>5) その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、<u>使用箇所：_____</u>に使用する。</p>
工事用道路仮設備	<p>① (自社施工) _____ 本工事においては、_____ 工 (_____ 工を除く) のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知)に定めるところにより自社施工しなければならない。</p> <p>② (工事名称) _____ 工事標示板に記載する名称は、<u>町道立子大熊線舗装修繕工事</u>とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。</p> <p>③ (工事成績評定) _____</p> <p>—(道路維持工事に適用) 本工事は、工事評定要領第2条イの鳥取県の管理する道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路に限る。)を広域的に維持し、修繕し、又は管理(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する道路維持工事に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。</p> <p>—(災害復旧工事に適用) 工事評定要領第2条ウの災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。</p> <p>④ (景観評価) _____</p> <p>1) 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。</p> <p>2) 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。</p> <p>⑤ (監督体制) _____ 本工事の監督体制は(一般・重点)監督とする。 重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。</p> <p>⑥ (三者協議) _____ 本工事は、<u>(対象工事の区分を記載)</u> _____ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)</p>

※ 明示する項目を _____ 部分に記入または追記し、不要部分は—で削除して使用すること。

現場説明書

特記事項 4

~~⑦ (技能士常駐) 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。~~

~~1) 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、仕様書根拠: 1 頁~~

~~2) 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、仕様書根拠: 1 頁~~

~~3) 技能士種別: 技能士、該当工種: 工、仕様書根拠: 1 頁~~

~~⑧ (電子納品) 本工事は、電子納品対象工事であるため「鳥取県土木整備部電子納品運用ガイドライン」に従い適正に納品すること。~~

~~⑨ (情報共有システム)~~

~~本工事は、情報共有システムを実施する予定としており、その費用として以下のとおり見込んでいるが、実施するかどうかは発注者と協議の上決定すること。~~

~~システム利用料 月分、 円~~

~~なお、システム利用料を見込んでいない場合でも、監督員と協議の上、情報共有システムを実施することができる。この場合、設計変更の対象とする。~~

~~実施する場合には「工事施工中における情報共有システム実施要領」及び「工事施工中における情報共有システム運用マニュアル」に従い、適正に実施すること。~~

そ
の
他

※ 明示する項目を 部分に記入または追記し、不要部分は—で削除して使用すること。